

財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合の
各人の算出税額及び農地等納税猶予税額の計算書

被相続人

第3表・第8表2(修正申告用) (平成31年1月分以降用)

1 財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合の各人の算出税額(第3表)

財産を取得した人の氏名			(各人の合計)						
区分			㊦ 修正前の課税額	㊧ 修正申告額	㊨ 修正する額(㊧-㊦)	㊦ 修正前の課税額	㊧ 修正申告額	㊨ 修正する額(㊧-㊦)	
			円	円	円	円	円	円	
課税価格の計算	取得財産(第12表㉕)	①							
	の価額	②							
	債務及び葬式費用の金額(第1表㉓)	③							
	純資産価額は(①-③)又は(②-③) (赤字のときは0)	④							
	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額(第1表㉖)	⑤							
課税価格(④+⑤) (1,000円未満切捨て)			⑥	A	A	,000	,000	,000	
各人の算出税額の計算	相続税の総額(第2表㉑)		⑦	00	00	00			
	あん分割合(各人の⑥/A)		⑧	1.00	1.00				
	算出税額(⑦×各人の⑧)		⑨	円	円	円	円	円	
	農業相続人の納税猶予の基となる税額	相続税の総額の差額	⑩	00	00	00	この欄には、第1表の⑦欄の金額からこの表の⑦欄の金額を控除した金額を記入します。		
		農業投資価格超過額(第12表㉓)	⑪	B	B		円	円	円
各人の算出税額(⑨+⑫)		⑬							

(注) 1 「各人の算出税額の計算」の「農業相続人の納税猶予の基となる税額」欄は、農業相続人だけが記入します。
2 各人の⑬欄の金額を修正申告書第1表のその人の「算出税額⑩」欄に転記します。

2 農地等納税猶予税額(第8表2)(この表は、農業相続人について該当する金額を記入します。)

農業相続人の氏名							
区分		㊦ 修正前の課税額	㊧ 修正申告額	㊨ 修正する額(㊧-㊦)	㊦ 修正前の課税額	㊧ 修正申告額	㊨ 修正する額(㊧-㊦)
		円	円	円	円	円	円
納税猶予の基となる税額(上の表の各農業相続人の⑩の金額)	①						
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (第4表㉗×上の表の各農業相続人の⑩の金額)	②						
納税猶予税額の計算上の税額控除の額	③						
税額控除額の計(第1表の各農業相続人の⑩+⑪)の金額	③						
上の表の⑨の各農業相続人の算出税額	④						
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (第4表㉗×上の表の各農業相続人の⑩の金額)	⑤						
(③-(④+⑤))の金額 (赤字のときは0)	⑥						
農地等納税猶予税額(①+②-⑥) (100円未満切捨て、赤字のときは0)	⑦	00	00	00	00	00	00

(注) 1 各人の⑦欄の金額を修正申告書第8の8表のその人の「農地等納税猶予税額①」欄に転記します。なお、その人が、他の相続税の納税猶予等の適用を受ける場合は、修正申告書第8の7表の⑩欄の金額を修正申告書第8の8表のその人の「農地等納税猶予税額①」欄に転記します。
2 ⑦欄の㊧欄に記入する金額は、㊧欄の「①+②-⑥」の金額が⑦欄の㊦欄の金額を超える場合には、⑦欄の㊦欄の金額にとどめます。ただし、納税猶予の適用を受ける特例農地等(期限内申告において申告書の第12表に記入した特例農地等に限り、)の評価誤り又は税額の計算誤りがあった場合で、その誤りだけを修正するものであるときは、⑦欄の㊧欄の金額は、⑦欄の㊦欄の金額を超えることができます。